

○住居手当の運用について

(昭和49年12月25日岡人委第333号通知)

(沿革)

昭和60年12月24日第265号	昭和63年 4月30日第 56号
平成 2年 3月31日第303号	平成 4年 3月27日第356号
平成 4年12月22日第209号	平成 7年12月22日第261号
平成 8年 6月13日第 60号	平成13年 3月30日第319号
平成14年 3月19日第279号	平成15年 4月 1日第 4号
平成16年 4月 1日第239号	平成18年 9月29日第114号
平成20年 2月 1日第191号	平成20年12月22日第152号
平成25年 2月 1日第255号	平成26年 3月25日第269号
平成26年 7月 4日第 76号	平成27年 3月20日第316号
令和 4年 2月25日第343号	令和 4年 3月28日第361号
令和 5年 3月 3日第328号	令和 7年 3月21日第349号 改正

岡山県職員給与条例（昭和26年岡山県条例第18号。以下「給与条例」という。）及び住居手当に関する規則（昭和49年岡山県人事委員会規則第46号。以下「規則」という。）の運用について次のように定め、昭和49年4月1日から適用することとしたので通知します。

なお、住居手当に関する規則の運用について（昭和45年岡人委第415号通知）は、この通知の適用日以降廃止します。

記

給与条例第10条の6関係

- 1 給与条例第10条の6第1項第1号に規定する住宅は職員が居住している住宅であつて、当該職員の生活の本拠となつているもの、同項第2号の「配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が居住するための住宅」は配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が居住している住宅であつて、配偶者の生活の本拠となつているものに限るものとする。
- 2 給与条例第10条の6第1項第1号に掲げる職員については、次に掲げるところによる。
 - 一 第1項第1号に掲げる職員には、職員の扶養親族である者（規則第2条第2号に規定する扶養親族である者をいう。以下同じ。）が借り受けた住宅に居住し、家賃を支払っている職員を含むものとし、職員

が職員又はその扶養親族である者と次に掲げる者（以下「配偶者等」という。）とが共同して借り受けている住宅に当該配偶者等と同居し、家賃を支払っている場合においては、その生計を主として支えている職員に限り同号に掲げる職員に含まれるものとする。

ア 職員の配偶者

イ 職員の一親等の血族又は姻族である者

二 一に定める場合を除き、住宅を借り受けた者と共にその借受けに係る住宅に居住している職員は、家賃を事実上負担している場合においても、この条の第1項第1号に掲げる職員である要件を具備している職員には該当しない。

3 給与条例第10条の6第1項第1号及び第2号に規定する家賃については、次に掲げるところによる。

一 次に掲げるものは、家賃には含まれない。

ア 権利金、敷金、礼金、保証金その他これらに類するもの

イ 電気、ガス、水道等の料金

ウ 団地内の児童遊園、外灯その他の共同利用施設に係る負担金（共益費）

エ 店舗付住宅の店舗部分その他これに類するものに係る借料

二 職員がその借り受けた住宅の一部を他に転貸している場合には、自己の居住部分と当該転貸部分との割合等を基準として算定した場合における自己の居住部分に係る家賃に相当する額を当該職員の支払っている「家賃の額」として取り扱うものとする。

三 職員の扶養親族である者が借り受けている住宅を職員に転貸している場合には、当該扶養親族である者と貸主との間の契約に係る家賃をもつて住居手当の額の算定の基礎とするものとする。

4 給与条例第10条の6第1項第2号に掲げる職員については、次に掲げるところによる。

一 第1項第2号に掲げる配偶者が居住するための住宅を借り受けている職員には、職員の扶養親族である者が借り受けた住宅に居住する配偶者がある職員で、その住宅の家賃を支払っている者を含むものとし、職員が配偶者の居住する住宅で次に掲げるものに係る家賃を支払っている場合においては、その生計を主として支えている職員に限り同号に掲げる職員に含まれるものとする。

ア 職員又はその扶養親族である者と職員の一親等の血族又は姻族である者とが共同して借り受け、当該一親等の血族又は姻族である者が居住している住宅

- イ 職員又はその扶養親族である者と職員の扶養親族でない配偶者とが共同して借り受けている住宅
- 二 一に定める場合を除き、住宅を借り受けた者と共にその借受けに係る住宅に居住する配偶者がある職員は、家賃を事実上負担している場合においても、この条の第1項第2号に掲げる職員である要件を具備している職員には該当しない。

規則第2条関係

- 1 第1号の「公庫等」には、次に掲げる法人を含むものとする。
 - 一 国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第9条の2各号に掲げる法人
 - 二 一に掲げる法人のほか、人事委員会がこれに準ずる法人であると認めるもの
- 2 第2号の「給与条例第9条第2項に規定する扶養親族」には、扶養手当の運用について（令和7年岡人委第365号通知）規則第6条関係第1項第1号に規定する行政職9級職員等の扶養親族たる父母等（給与条例第9条第1項に規定する扶養親族である父母等をいう。）その他扶養手当に関する規則（令和7年岡山県人事委員会規則第17号）第6条第1項の規定による届出がされていない扶養親族を含む。
- 3 第2号の「他に生計の途がなく主として当該職員の扶養を受けているもの」には、扶養手当に関する規則第3条各号に掲げる者は含まれないものとする。
- 4 第2号の「人事委員会がこれらに準ずると認める住宅」は、次に掲げる住宅とする。
 - 一 職員の扶養親族である者が所有権の移転を一定期間留保する契約（以下「所有権留保契約」という。）により購入した住宅又は譲渡担保の目的で債権者にその所有権の一時的な移転（以下「譲渡担保のための移転」という。）をしている住宅
 - 二 配偶者、父母又は配偶者の父母で、職員の扶養親族である者以外のものが所有権留保契約により購入した住宅又は譲渡担保のための移転をしている住宅で、これらの者が居住している住宅
 - 三 職員と同居しているその配偶者（職員である者に限る。）の扶養親族である者が所有する住宅、所有権留保契約により購入した住宅又は譲渡担保のための移転をしている住宅
- 5 給与条例第9条に規定する扶養親族で、扶養手当に関する規則第6条第1項の規定による届出がされていない者の場合にあっては、給与条例第9条第2項の要件を証明するに足る書類を添付するものとする。

規則第4条関係

- 1 「18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が居住するための住宅」は、当該子が居住している住宅であつて、当該子の生活の本拠となつているものに限るものとする。
- 2 この条に規定する職員には、職員の扶養親族である者が借り受けた住宅に居住する単身赴任手当に関する規則（平成2年岡山県人事委員会規則第2号）第5条第2項第3号に規定する18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（以下「単身赴任手当の支給要件に係る子」という。）がある職員で、その住宅の家賃を支払っているものを含むものとし、当該子が職員又はその扶養親族である者と職員の一親等の血族又は姻族である者とが共同して借り受けている住宅に当該一親等の血族又は姻族である者と同居し、職員がその家賃を支払っている場合においては、その生計を主として支えている職員に限りこの条に規定する職員に含まれるものとする。
- 3 2に定める場合を除き、住宅を借り受けた者と共にその借受けに係る住宅に居住する単身赴任手当の支給要件に係る子がある職員は、家賃を事実上負担している場合においても、この条に規定する職員である要件を具備している職員には該当しない。
- 4 この条に規定する家賃は、その他の事項の3に定めるところと同様とする。
- 5 単身赴任手当の支給要件に係る子が居住する住宅のうち、次に掲げる住宅で、学生寮等単身赴任手当の支給要件に係る子が職員と同居して生活を営むための住宅でないと明らかに認められる住宅以外のもの（県が設置する公舎及び規則第3条に規定する職員住宅及び住宅を除く。）は、この条の「人事委員会の定める住宅」として取り扱うものとする。ただし、単身赴任手当の支給要件に係る子が2人以上ある場合において、そのうちのいずれかの子が公署を異にする異動又は在勤する公署の移転（新たに給料表の適用を受ける職員となつた者にあつては当該適用、職員の分限に関する条例（昭和46年岡山県条例第11号）第2条第1号の規定による休職から復職した職員又は外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年岡山県条例第10号）第2条第1項の規定による派遣から職務に復帰した職員にあつては当該復職又は復帰。以下同じ。）の直前の住居であつた住宅に居住しているときは、この限りでない。
 - 一 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転の直前の住居であつた住宅から単身赴任手当の支給要件に係る子が転居した場合における転

居後の住宅（更に転居した場合における転居後の住宅を含む。二及び三において同じ。）

二 単身赴任手当に関する規則第5条第2項第4号に規定する別居の直後の配偶者等の住居である住宅

三 単身赴任手当の運用について（平成2年岡人委第298号通知。以下「単身赴任手当運用通知」という。）規則第5条関係第5項第5号、第6号又は第6号の2の規定により単身赴任手当を支給されることとなる職員の単身赴任手当の支給要件に係る子が居住する住宅

四 その他前三号に相当すると認められる住宅

6 単身赴任手当に関する規則第5条第2項に該当する職員のうち、単身赴任手当運用通知規則第5条関係第5項第1号に定めるところにより読み替えた場合に単身赴任手当に関する規則第5条第2項に該当することとなつた職員等（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員を除く。）給与条例第9条第1項に規定する扶養親族である父母との別居に伴い単身赴任手当を支給されるものに対するこの条の規定の適用については、「18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子」とあるのは、「給与条例第9条第1項に規定する扶養親族である父母」とする。この場合において、1から5の規定の適用については、必要な読替えを行うものとする。

規則第5条関係

- 1 第1項の「当該要件を具備していることを証明する書類」とは、契約書（契約書が作成されていない場合には、契約に関する当該住宅の貸主の証明書）、領収書等当該住宅に係る契約関係を明らかにする書類又はこれらの書類の写しとする。
- 2 第1項の「職員の居住する住宅、家賃の額等」は、住居届に記入することとされている事項をいう。
- 3 住居届は、別記様式のとおりとする。
- 4 第3項の「人事委員会が定める場合」は、規則第8条関係の3の規定の適用を受ける職員が引き続き給料表の適用を受けることとなる場合（任命権者を異にして給料表の適用を受けることとなる場合を除く。）とする。
- 5 住居届は、職員が併任されている場合には、本務の公署に届け出るものとする。

規則第6条関係

- 1 職員の扶養親族たる者が他に生計の途がなく主として当該職員の扶養

を受けていることの確認については、給与条例第9条第2項に規定する扶養親族に係る扶養の事実の認定の例によるものとする。

- 2 任命権者（その委任を受けた者を含む。）は、職員の単身赴任手当の支給要件に係る子に係る住宅が第4条関係の5に該当すると認めるに当たっては、あらかじめ人事委員会に協議するものとする。第4条関係の6に該当する職員の場合にあつても、同様とする。

規則第7条関係

家賃の額が明確でない場合における家賃の額に相当する額は、次に掲げる場合の区分に応じて、それぞれ次に定めるとおりとする。

- 一 居住に関する支払額に食費等が含まれている場合 その支払額の100分の40に相当する額
- 二 居住に関する支払額に電気、ガス又は水道の料金が含まれている場合 その支払額の100分の90に相当する額

規則第8条関係

- 1 第1項の「給与条例第10条の6第1項の職員である要件を具備するに至った日」は、その要件のすべてを満たすに至った日をいう。なお、新たに給料表の適用を受ける職員となつた者又は公署を異にして異動した職員が当該適用又は当該異動に伴い転居した場合において、当該適用の日又は当該異動の発令日から当該適用又は当該異動の直後に在勤する公署への勤務を開始すべきこととされる日の前日までの間に当該転居後の住宅に入居したときは、当該適用の日又は当該異動の発令日を居住に係る要件を具備した日として取り扱うものとする。
- 2 第1項の規定は、住居手当を受けている職員が退職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が退職し、又は死亡した日の属する月をもつて住居手当の支給が終わり、退職以外の離職の場合は、その日の前日まで住居手当を支給する趣旨である。
- 3 第1項の「人事委員会が定める場合」は、住居手当を受けている職員で離職の日又はその翌日（当該翌日が県の休日（岡山県の休日を定める条例（平成元年岡山県条例第2号）第1条に規定する県の休日をいう。以下同じ。）に当たるときは、当該翌日後において当該翌日に最も近い県の休日でない日を含む。）に引き続き給料表の適用を受けることとなる職員（当該適用の時点で、給与条例第10条の6第1項の職員たる要件を具備している職員に限る。）が当該離職のみを理由として、給与条例第10条の6第1項の職員たる要件を欠くに至る場合とし、第1項の「人事委員会が定める日」は、当該職員が給料表の適用を受けることとなった日とする。

- 3 第1項ただし書き（第2項において準用する場合を含む。）の「15日」の期間及び「届出を受理した日」の取扱いについては、扶養手当の運用について規則第8条関係第2項及び第3項の規定の例によるものとする。

規則第10条関係

住居手当は、職員が次に掲げる場合に該当するときは、その期間中支給されない。

- 一 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条の規定により停職を命ぜられた場合
- 二 地方公務員法第55条の2第1項ただし書に規定する専従許可を受けた場合
- 三 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条の規定により育児休業をしている場合
- 四 大学院修学休業（教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第26条第1項に規定する大学院修学休業をいう。）をしている場合
- 五 地方公務員法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業をしている場合
- 六 地方公務員法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をしている場合

規則第11条関係

住居届は、当分の間、給与条例第10条の6第1項第1号に掲げる職員に係るものに限り、従前の様式のものによることができる。

任命権者 殿	勤務公署名					
	職 名		職員番号		氏名	
岡山県職員給与条例(昭和26年岡山県条例第18号。以下「条例」という。)及び住居手当に関する規則(昭和49年岡山県人事委員会規則第46号)第5条の規定により居住の実情を届け出ます。(契約書等証明書類 通添付)						
届出の理由(該当する□にレ印を付する。)(届出の理由が生じた日 年 月 日) □1 新規 (条例第10条の6第1項 □ 第1号 □ 第2号) □2 支給要件の喪失 (条例第10条の6第1項 □ 第1号 □ 第2号) □3 転居(1又は2に該当する場合を除く。) □4 契約関係の変更 □5 家賃の額の改定 □6 その他 ()						
条例 第十 条の 六第 一項 第一 号	契約開始日	年 月 日から		住宅への入居日	年 月 日	
	住宅の所在地					
	住宅所有者	続柄()		住所		
	住宅の貸主	続柄()		住所		
	住宅の借主	□本人 □扶養親族 続柄() 共同名義人が□いない □いる 続柄()				
	家賃等	月額金 円 (年 月 日から)		左記家賃等には, □電気, ガス又は水道の料金が含まれている。 □食費等が含まれている。		
条例 第十 条の 六第 一項 第二 号	契約開始日	年 月 日から		住宅への入居日	年 月 日	
	住宅の所在地					
	住宅所有者	続柄()		住所		
	住宅の貸主	続柄()		住所		
	住宅の借主	□本人 □扶養親族 続柄() 共同名義人が□いない □いる 続柄()				
	家賃等	月額金 円 (年 月 日から)		左記家賃等には, □電気, ガス又は水道の料金が含まれている。 □食費等が含まれている。		
この届出は, 事実と相違ないものと認める。 年 月 日 所属長						

※確認及び決定(改定)欄(届出者は記入しない。) 年 月 日受理

□借家・借間(条例第10条の6第1項第1号) □借家・借間(条例第10条の6第1項第2号)						
算定家賃相当額及びそれに対する手当額		支給決定額	支給の始期等	確認		
条例第10条の6第1項第1号 (家賃) 円(手当額) 円	円	年 月 日	開始 改定 終了			
条例第10条の6第1項第2号 (家賃) 円(手当額) 円						
条例第10条の6及び住居手当に関する規則の規定に基づき, 上記のとおり確認し, 決定(改定)する。 年 月 日 職氏名						

記入上の注意事項

- 1 届出の理由欄中新規及び支給要件の喪失については, 届出に係る住宅の種類に応じて, 職員が居住する借家・借間にあつては第1号, 配偶者等が居住する借家・借間にあつては第2号の□にレ印を付するものとする。
- 2 家賃等欄には, 権利金, 敷金, 食費, 電気代, ガス代, 水道代, 共益費若しくは店舗付住宅の店舗部分その他これに類するものに係る借料又は借り受けた住宅を他に転貸している場合の転貸部分に係る家賃等を含まない額を記入する。ただし, 居住に関する支払額に電気, ガス若しくは水道の料金が含まれている場合(例: 光熱費込みの下宿代)又は居住に関する支払額に食費等が含まれている場合(例: 賄い付下宿代)で家賃に相当する額の算出が困難なときは, 光熱費, 食費等を含めた額(光熱費込みの下宿代又は賄い付下宿代)を記入して差し支えない。なお, この場合には該当するものにレ印を付するものとする。
- 備考 各任命権者は, 必要があるときは, 各欄の配置に変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。